

一般社団法人日本睡眠学会 役員等の旅費に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本睡眠学会(以下「本学会」という)の役員等が会務に従事する際に発生する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の定義)

第2条 役員等とは、理事、監事、学術集会を担当する会長、各種委員会の委員、会務として会議に出席し又はセミナー等の講師に従事する本学会の会員である者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学会の会計区分のすべてについて適用する。

(旅費の範囲)

第4条 旅費の種類は、次の2種類とする。

- ① 国内出張旅費
- ② 外国出張旅費

2 旅費の内容は、交通費及び宿泊費とする。

(旅費の支給)

第5条 本学会の役員等が出張したときは、当該役員等に対し旅費を支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、実費を支給するものとする。

- 2 役員等の移動は原則として公共交通機関を利用するものとし、役員等の所属機関の所在地の最寄駅から、業務遂行上最も経済的な経路及び方法によって計算する。ただし、業務の都合、天災又は事故その他やむを得ない事由で予定の順路によることができなかつたときは、実際に経過した経路及び方法によって計算する。

(旅費の精算)

第7条 旅費の精算は、別に定める書類を事務局に提出することにより行う。

- 2 旅費の支払は、原則として銀行振込により行う。
- 3 旅費の精算は、出張が終了した日の翌日から起算して翌月以内に行わなければならない

(旅費の分担)

第8条 旅費の全部又は一部について他の団体から支給される場合には、この規程により計算された金額との差額を支給する。

(学術集会開催時の旅費)

第9条 本学会の学術集会開催時に、開催地において行われる会議については、役員等の出席者には旅費を支給しない。

(評議員会の旅費)

第10条 評議員会への参加には旅費を支給しない。

第2章 国内出張旅費

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、勤務機関又は居住地の最寄り駅から、会務が実施される場所までの鉄道の移動に要する次の各号に規定する旅客運賃、急行および特急料金、普通車指定席料金とする。

ただし、当該鉄道賃の実費額が1,000円に満たない場合には、1,000円を支給するものとする。

- ① 旅客運賃は、その乗車に要する料金とする。
- ② 在来線の急行および特急料金は、片道50km以上の出張の場合に限る。
- ③ 新幹線利用は、片道駅間が80km以遠の出張の場合に限る。

※80km以遠（東京開催の場合）

東海道新幹線：熱海、小田原 東北新幹線：宇都宮、小山

上越新幹線：高崎、本庄早稲田

(航空賃)

第11条 他の交通機関に比べ、運賃、出張日数等の短縮など経済的かつ合理的な事由がある場合、または業務上必要がある場合は、航空機の利用を認める。

2 航空賃の額は、勤務機関又は居住地の最寄りの空港から、会務が実施される場所の最寄りの空港までの普通運賃とする。なお、航空機を利用できる地域等については、代表理事が別に定めるものとする。

3 現に支払った旅客運賃で精算する。

(車賃)

第12条 バス賃については、実費を支給する。

2 タクシー賃については、業務上特に必要と認めた場合に限り、その実費を支給する。

(宿泊料)

第13条 会務上または、移動が深夜や早朝より困難なため宿泊が必要と認められる場合、原則として前日またはその日の宿泊費を支給する。

- 2 宿泊費は実費支給を原則とし、室料、税及びサービス料を合計して一泊につき20,000円(税抜)を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により一泊につき20,000円(税抜)を超える宿泊費を要する場合には、代表理事が認めた場合に限り、一泊20,000円(税抜)を超える宿泊費の支出を認めるものとする。

第3章 外国出張旅費

(鉄道賃等)

第14条 鉄道賃、航空賃、車賃については代表理事が別に定めるものとする。

(宿泊費)

第15条 外国出張の宿泊費については、代表理事が別に定めるものとする。

(渡航手続費等)

第16条 外国の出張に伴い要する予防接種、旅券の交付手数料、障害旅行保険等の費用については、その支払った額を支給する。その他必要と認められる経費については、代表理事が別に定める。

第4章 補則

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第18条 この規定に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は代表理事が別に定める。

附則 この規程は令和5年7月9日から施行する。